租税特別措置法施行令第四条の九第二項各号	税率	税率に百分の百二・一を乗じて得た率
租税特別措置法施行令第四条の九第三項	第二百十二条	第二百十二条、特別措置法第五条の二十六第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財確法」という。）第二十八条第一項
	所得税を	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を
租税特別措置法施行令第四条の九第六項及び第七項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行令第四条の九第八項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	受けた租税特別措置法	受けた特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	「租税特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	「特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	及び	並びに
	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額
租税特別措置法施行令第九条の九第九項の表第二項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	租税特別措置法第九条の六第四項	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六第四項
租税特別措置法施行令第九条の九第九項の表第三項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	（租税特別措置法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令第九条の九第九項の表第二百九十九条の二第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

租税特別措置法施行令第四条の九第十項	租税特別措置法施行令第四条の九第十項の表第二百一条の二第三項の項	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
	（租税特別措置法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
	租税特別措置法第九条の六第四項	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の二第四項	
租税特別措置法施行令第四条の九第十一項	租税特別措置法施行令第四条の九第十項及び第十四条の十第一項	所得税の額	所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法施行令第四条の九第十四項	受けた租税特別措置法	受けた特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
	「租税特別措置法	「特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
	及び	並びに	
	所得税の額	所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額	
租税特別措置法施行令第四条の九第十五項の表第二百十九条第二項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項（防衛特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
	租税特別措置法第九条の六第四項	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の二第四項	
租税特別措置法施行令第四条の九第十五項の表第三項の項	租税特別措置法施行令	防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
	（租税特別措置法	（特別措置法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
租税特別措置法施行令第四条の九第十五項の表第三項の項の二第二項	租税特別措置法	特別措置法第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	